

## 新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>第4章 特殊な条約</p> <p>4－1 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定（昭和31年条約第14号）<br/>この条約に基づき連邦墓地建設等のために連邦諸国（英國、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国、インド及びパキスタンをいう。以下同じ。）から輸入される物品の取扱いについては、次による。<br/>(1)～(4) (省略)<br/>(5) 輸入申告は、<u>駐日英國領事</u>が申告者として関係書類に署名して行う。<br/>(注) 日本国内における墓地は、横浜市保土ヶ谷区狩場町に所在</p> | <p>第4章 特殊な条約</p> <p>4－1 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定（昭和31年条約第14号）<br/>この条約に基づき連邦墓地建設等のために連邦諸国（英國、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国、インド及びパキスタンをいう。以下同じ。）から輸入される物品の取扱いについては、次による。<br/>(1)～(4) (同左)<br/>(5) 輸入申告は、<u>在横浜英國領事</u>が申告者として関係書類に署名して行う。<br/>(注) 日本国内における墓地は、横浜市保土ヶ谷区狩場町に所在</p> |